

ソフトウェア使用許諾条件

コネクシオ株式会社（以下「当社」といいます）は、契約者（法人）が当社のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）を使用することを本使用許諾条件（以下「本条件」といいます）に基づき許諾します。

本ソフトウェアを使用することによって、契約者が本条件のすべてに同意されたものとみなします。本条件の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条（知的財産権等）

1. 本ソフトウェアは、当社その他権利者が権利を有している製品であり、著作権等の知的財産権は、当社その他権利者に帰属します。
2. 契約者は、本ソフトウェアを使用する権利を許諾されたに過ぎず、本条件に定める以外に、本ソフトウェアに係る一切の権利を、明示又は黙示を問わず許諾されるものではありません。また、当社が、本ソフトウェアのいかなる権利を契約者に譲渡するものでもありません。

第2条（使用の許諾）

1. 本条件は契約者と当社の間で適用されます。
2. 契約者は、本条件の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する、非独占的な権利を本条件に基づき取得します。
3. 契約者は、本ソフトウェアを、契約者が購入した1台の特定のハードウェア（以下「ハードウェア」といいます）にて使用することができます。本ソフトウェアは、当該ハードウェアのみに紐づくものとします。
4. 契約者は、本ソフトウェアを日本国内で使用するものとし、日本国外に輸出してはならないものとします。

第3条（制限事項）

1. 契約者は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。
2. 契約者は、本条件に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部又は一部を複製、改変等を行うことはできません。
3. 契約者は、本ソフトウェア及びその使用权を第三者に譲渡、使用許諾、貸与又はリースし、又は担保の目的に供することはできません。
4. 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、当社及び第三者（ハードウェアの製造業者等を含み、以下、本条及び次条において同様とします）は何らの保証をしないものとします。
5. 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合、当社及び第三者は一切その責任を負いません。
6. 本ソフトウェアに関して、契約者が他者との間で著作権その他知的財産権上の紛争等が生じた場合、当社及び第三者は一切その責任を負いません。
7. 本ソフトウェアの利用に関して、契約者又は契約者の顧客に何らかの損害が生じた場合、当社及び第三者は一切その責任を負いません。
8. 当社が本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正した場合には、当社は契約者に対して、修正されたソフトウェア、修正のためのソフトウェア（以下「修正ソフトウェア」といいます）、又はこのような修正に関する情報を、提供の必要性、提供時期等について当社で判断の上提供することがあります。この場合、契約者に提供された修正ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。

第4条（責任）

当社及び第三者は、契約者が本ソフトウェアの使用によって受けた損害について、別段の定めがある場合を除き、一切責任を負いません。

第5条（契約期間）

1. 本条件は、「Smart Ready IoT ソリューションテンプレートサービス契約約款」第2条第4号に定義する本サービス（以下「本サービス」といいます）の利用期間の始期に発効するものとします。
2. 本条件は、本サービスの利用期間が終了したとき又は本ソフトウェアを搭載したハードウェアを廃棄したときに終了するものとします。
3. 当社は、契約者が本条件のいずれかの条項に違反したときは、契約者に対し何らの通知をすることなく、直ちに本条件を終了させることができます。

第6条（契約終了時の措置）

1. 契約者は、本条件が終了したときは、直ちに、本ソフトウェア及び関係資料等の本ソフトウェアに関連する全てのものを廃棄することとします。
2. 本サービスの利用期間が終了したにもかかわらず、契約者が本ソフトウェアを使用し続けた場合には、契約者はなお本条件に拘束され、当社は当該使用に関して一切の責任を負わないものとします。

第7条（本条件の変更）

当社は、必要に応じて、合理的な範囲で本条件を変更することができます。

以上